

指定地域密着型通所介護 つどいの場みらい よりみち

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第1394500159号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1. 法人（事業者）の概要
2. ご利用事業所の概要
 - ・職員の配置状況
 - ・当事業所が提供するサービスの特徴
 - ・当事業所の利用料金
 - ・緊急時の対応方法と健康上の理由による利用中止について
 - ・契約の終了について
 - ・サービスに関する苦情と相談
 - ・非常災害対策

*別紙料金表

1. 法人（事業者）

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 MIRAI Quality |
| (2) 法人所在地 | 東京都調布市西つつじが丘四丁目 42 番地 18 |
| (3) 代表者名 | 市川 裕太 |
| (4) 設立年月日 | 令和元年 10 月 30 日 |

ご利用事業所の概要

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定地域密着型通所介護事業所（令和4年4月4日指定） |
| (2) 事業所の名称 | つどいの場みらい よりみち |
| (3) 事業所の所在地 | 東京都狛江市中和泉 2-3-13 |
| (4) 電話番号 | 03-6773-9084 |

- (5) 管理者名 市川 裕太
 (6) 開設年月日 令和4年4月4日
 (7) 利用定員 一般型10名
 (8) サービス提供地域 狛江市
 (9) 設備の概要

食堂兼機能訓練室	32.3 m ²	静養室	1室
浴室	一般浴槽	相談室	1室
送迎車両	2台		

- (10) 営業日、営業時間、サービス提供時間

営業日	月～金曜日（定休日：土・日曜日）		
営業時間	月～木	9時00分～18時00分	
	金	9時00分～13時00分	
サービス提供時間	月～木	10時30分～15時45分	
	金	9時30分～12時45分	

年末年始は休業です。（12月30日～1月3日）

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	業務内容	常勤員数	非常勤員数
管理者	事業の管理、運営	1名	
生活相談員	相談援助業務、業務管理等	0名	2名
看護職員	利用者の看護業務	0名	0名
介護職員	利用者の介護業務	1名	5名
機能訓練指導員	機能訓練の指導	0名	1名

（令和5年7月1日現在）

4. 当事業所が提供するサービスの特徴

- (1) 運営方針

・当法人理念「あなたもあなたらしく 私も私らしく 生きる」の下、事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応

じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

・事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) サービス提供にあたって

①居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）が作成する、居宅介護サービス計画に則り、通所介護計画を作成します。その際、ご契約者やご家族の意見を尊重し、作成します。

②地域密着型通所介護計画書は、ご契約者や家族に説明し、同意を得て、交付します。

(3) 提供するサービス

地域密着型通所介護計画に沿って、送迎、食事提供、入浴、その他必要な介護を行います。具体的な内容は、通所介護計画書をご覧ください。

5. 当事業所の利用料金

(1) サービス利用料金

巻末の別紙料金表をご参照ください。

なお、介護保険法の改正等により、サービス利用料金に変更される場合は、別紙料金表等にてサービス利用料金変更をお知らせいたします。

(2) 利用料のお支払方法

前記の料金・費用は、月末締めで1カ月ごとに計算し、毎月20日ごろまでに前月分の請求書を発送いたします。

お支払方法は、口座自動引き落とし、銀行振り込みのいずれかをご契約の際に選べます。

1 口座自動引き落としの場合

ご契約者等の口座から、毎月27日に引き落とされます。引き落としに必要な手数料は、事業所で負担します。

2 銀行振り込みの場合

毎月末日までに当社指定口座にお振り込みください。

その他、相談の上、事業所が認めた場合に限り、上記以外の方法で料金支払いが可能な場合があります。

事業所は、料金の支払を受けた時は、ご契約者等に対し領収証を発行します。

※ご契約者等が事業所に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく遅延した場合には事業所は、上記方法によらない支払方法を指定します。

6. 緊急時の対応方法と健康上の理由による利用中止について

- (1) ご契約者に容体の変化等があった場合は、医師または歯科医師など医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じるほか、緊急連絡先に速やかに連絡いたします。
- (2) 風邪、病気の場合および当日の健康チェックの結果体調が不調の場合は、サービス内容の変更またはサービスを中止することがあります。
- (3) 非常災害時の対応については、消防計画や防災計画に基づいて適切に対応します。
- (4) 緊急連絡先
体調の変化等、非常災害時等、緊急の場合は次に定める緊急連絡先に連絡します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先住所	
	電話番号	
緊急 連絡先	氏名	
	連絡先住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

7. 契約の終了について

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、このような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立または要支援1、要支援2や事業対象者と判定された場合
- ③ やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の重大な毀損により、ご契約者に対する指定通所介護の提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から中途解約・契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください)
- ⑦ 事業所から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください)

※ご契約者からの中途解約・契約解除の申し出について

ご契約者は現にサービスを利用している期間を除き、文書で7日前までに通知することにより、中途解約・契約解除を申し出ることができます。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定通所介護を実施しない場合
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が契約書第10条に定める守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

※事業所からの申し出による契約解除について

以下の事項に該当する場合には、事業所からの申し出により契約解除することがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2カ月以上遅延し、催告した後も14日以内に支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業所またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または入院、病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ⑤ ご契約者が指定介護老人福祉施設等に入所した場合

8. サービス内容に関する苦情と相談

(1) 当事業所ご利用相談・苦情担当

苦情受付担当者	管理者	市川 裕太、生活相談員	照井 重陽
電話番号	03-6773-9084		
苦情対応担当者	生活相談員	照井 重陽	
苦情解決責任者	管理者	市川 裕太	

(2) また下記の窓口で受け付けております。

株式会社 MIRAI Quality 代表取締役 市川 裕太
電話番号 080-7994-9929

狛江市役所福祉総合相談窓口

電話番号 03-3430-1111

あんしん狛江（福祉サービス利用者支援室）

電話番号 03-3488-5603

東京都国民健康保険団体連合会 相談指導課 相談窓口

（受付時間 午前9時～午後5時まで 土、日、祝日を除く）

電話番号 03-6238-0177

9. 非常災害対策

- ・災害時の対応 ----- 消防計画に基づき、対応いたします。
- ・消防設備 ----- 消防関係法令に基づき、消防設備を設置しています。

- ・防災訓練 ----- 消防訓練計画を立案し、定期的を実施しています。
- ・防災・防火管理者 ----- 管理者 市川 裕太

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

ー利用者およびその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者および事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

11. 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。

地域密着型通所介護の提供開始にあたり、利用者に対し契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(事業者)

事業者名 つどいの場みらい よりみち

管理者 市川 裕太

住所 東京都狛江市中和泉 2-3-13

東京都介護保険事業所番号 1394500159

説明者 氏名 _____